

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市消費者団体活動事業補助金
補助の区分	事業補助（事業補助）
補助の概要	消費者生活の安定及び安全を確保して、市民の自主的な消費者活動を促進するため、消費生活の質及び消費者意識の向上を図る市内の消費者団体が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	佐渡市消費者協会
補助対象経費	消費者教育に関する事業等
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限額 200千円
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	予算の範囲内で市長が定める額とし、20万円を上限とする。
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	事業開催数 年4回 参加者数100名以上 ○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 アンケート調査のほか、費用対効果については数値化できないため、活動実績や実績報告を総合的に判断して評価する。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 補助事業の募集はしない。会報に掲載する。
事業担当	（担当部署） 市民課
	（電話番号） 0259-57-8143